

平成25年度授業シラバスの詳細内容

科目名(英)	民法Ⅱ (Civil Law Ⅱ)	授業コード	E033201
担当教員名	松下 乾次		
配当学年	3	開講期	前期
必修・選択区分	選択	単位数	4
履修上の注意または履修条件	とくにありません。		
受講心得	配付された資料は必ず持参するように。授業内容(板書)と自習内容を加えたノートを作成するように。遅刻は絶対にしないように。		
教科書	授業で指示します。		
参考文献及び指定図書	授業で指示します。		
関連科目	民法ⅠA、民法ⅠB、行政法		

授業の目的	<p>近年は、規制緩和政策の下民事責任強化のため、債権法分野の特別法が注目されています。政策の大きな転換の意味と債権法の展開を学習します。</p> <p>具体的には、契約の交渉過程から成立、効果(権利義務)発生(有効要件・双務契約)、契約違反(債務不履行)とその結果としての損害賠償・契約解除、貸金債権・売掛代金債権の担保回収、そして契約関係の終了(弁済)、清算関係(不当利得返還)という民法典の骨格の制度を学習します。</p> <p>次に、売買契約を中心に、今日の契約の特徴とそれに対応した処理方法を学びます。すなわち消費者法(消費者契約法等)です。グローバルな展開にも注目します。企業間の国際取引・売買において、契約交渉過程に注目して契約責任の強化が図られています。この傾向は、一般の契約においても情報提供義務の法定化等に現れています。また、賃貸借の特別法である借地借家法は、近年土地の有効利用・住宅供給の政策の下、従来の賃借人の保護規制の緩和が図られています。</p> <p>高度経済成長期の負の遺産を清算すべく不法行為法は、被害者の救済・損害の社会的公正をめざして、特別法・判例法によって大きく変容しました。さらに近年、規制緩和＝民事責任の強化の流れから、新たな特別法が出現しています(製造物責任法)。</p>
授業の概要	民法ⅠA・ⅠBを復習した後に、債権総則(債権とは、効力＝強制履行・債務不履行)、契約法の世界動向、契約の成立過程と消費者法、借地借家法、金融法の基礎、そして不法行為法を概説していきます。契約法、不法行為法は大きく変容しています。この動向を理解してもらいます。

○授業計画	
学修内容	学修課題(予習・復習)
第1週：民法Ⅱ＝債権法のガイダンスと民法ⅠA・ⅠBの復習 民法Ⅱで何を学習するかをガイダンスします。そして民法の全体像、基本原則を復習し、民法総則、物権法を復習します。	配付資料の該当箇所を予習復習する。 ノートを整理して、復習する。 各回の確認問題で、各自自習する。
第2週：民法ⅠA・ⅠBの復習 民法の基本原則、民法総則(契約の有効要件)、物権法を復習する。基本的な用語、キーワードを確認する。	配付資料の該当箇所を予習復習する。 ノートを整理して、復習する。 各回の確認問題で、各自自習する。
第3週：債権総則の概要と意義 当事者の約した契約目的である債権の特徴を見ます債務者が契約上なすべき行為である給付(与える債務、代替債務等)、履行、弁済の概念に注意。	配付資料の該当箇所を予習復習する。 ノートを整理して、復習する。 各回の確認問題で、各自自習する。
第4週：債権の目的	

<p>債権の目的:特定物債権(不動産売買に関する重要な概念)・種類物債権・金銭債権(利息制限のダブルスタンダードの意義)の各特徴を見ます。</p>	<p>配付資料の該当箇所を予習復習する。 ノートを整理して、復習する。 各回の確認問題で、各自自習する。</p>
<p>第5週：債権の効力 求める権利(請求権)に債権の力はとどまらない。訴える権利、さらに裁判所を通した強制履行までの力が債権にはあります。 契約の義務を果たさないこと、すなわち「債務不履行」の要件(債権者が契約に期待し、そして満足する状態で履行がなされたか)と効果を学びます。 損害賠償法の基礎を学びます。損害賠償の範囲確定について、債務者の過失・予見可能性(あるいは債権者の損害回避義務の考慮)、債務不履行と損害の因果関係など要件に関して、最近の学説判例を学びます。</p>	<p>配付資料の該当箇所を予習復習する。 ノートを整理して、復習する。 各回の確認問題で、各自自習する。</p>
<p>第6週：契約解除と消費者私法 債務不履行のもう一つの効果である契約解除とともに、契約の解消に関連する消費者私法、不当利得法を学習します。</p>	<p>配付資料の該当箇所を予習復習する。 ノートを整理して、復習する。 各回の確認問題で、各自自習する。</p>
<p>第7週：双務契約特有の効力および瑕疵担保責任 双務契約に特有の効力を見ていきます。同時履行の抗弁と危険負担です。そして、瑕疵担保責任、すなわち欠陥のない安全なものの提供の責任を学習します。</p>	<p>配付資料の該当箇所を予習復習する。 ノートを整理して、復習する。 各回の確認問題で、各自自習する。</p>
<p>第8週：瑕疵担保責任の特別法および国際動向 瑕疵担保責任の特別法を扱い、さらに債務不履行(給付障害法)の国際動向を見ていきます。</p>	<p>配付資料の該当箇所を予習復習する。 ノートを整理して、復習する。 各回の確認問題で、各自自習する。</p>
<p>第9週：契約の成立過程と消費者私法 契約成立に至る申込みと承諾関係、とくに郵便事故の場合の契約の効力・当事者のリスクを学習します。そして、申込み以前の準備交渉過程の問題を消費者私法を含めて学習します。</p>	<p>配付資料の該当箇所を予習復習する。 ノートを整理して、復習する。 各回の確認問題で、各自自習する。</p>
<p>第10週：消費者私法 消費者契約法および特定商取引法を中心に、消費者法の近年の動向を見ていきます。</p>	<p>配付資料の該当箇所を予習復習する。 ノートを整理して、復習する。 各回の確認問題で、各自自習する。</p>
<p>第11週：賃貸借と借地借家法-1 民法は、明治末の地主層の利害を反映し、賃借人に極端に不利な制度になっています。しかし、その後は都市事業者の土地賃借権の保護(対抗要件・存続期間)を契機に、借家人の保護(更新拒否の正当事由)、権利譲渡による借地権の強化等借地法、借家法の特別法の展開が注目されます。</p>	<p>配付資料の該当箇所を予習復習する。 ノートを整理して、復習する。 各回の確認問題で、各自自習する。</p>
<p>第12週：賃貸借と借地借家法-2</p>	

<p>20世紀末90年代に入って、不動産(住宅等)の供給促進のため規制緩和が要請される。そこで、今度は所有権者＝賃貸人(及びデベロッパー)に有利な制度への展開が見られます。具体的には、定期借地権、定期借家権の導入です。</p>	<p>配付資料の該当箇所を予習復習する。 ノートを整理して、復習する。 各回の確認問題で、各自自習する。</p>
<p>第13週：金融法の基礎 貸金債権等の担保制度として、担保物権法(民法I B)を復習します。今日では、中小企業の資金調達がこの分野では重要な問題です。民法の債権担保制度はこれに対して何が出来るか、民法から見た金融取引法を学習します。そして、債権の保全制度として、債権者代位権・債権者取消権を見ます。同じ保全制度である民事執行法の差押え等保全手続と比較します。さらに、債権譲渡は、民法の規定では債務者の立場を考慮して要件(対抗要件)が厳しい。また、もともと債権の回収をその目的としていたが、今日では債権譲渡は、資金調達のための担保機能に期待がある。債権譲渡特例法、特債法、資産流動化法など新たな金融商品を開発する受け皿として注目されている。公共事業における民間資金活用(PFI)においても期待されます。また、債権担保ではポピュラーな保証債務、連帯保証、継続保証さらに連帯債務を学習します。多数の債務者を予定することで債権担保の効用をいかに高めているかを見ていきます。</p>	<p>配付資料の該当箇所を予習復習する。 ノートを整理して、復習する。 各回の確認問題で、各自自習する。</p>
<p>第14週：不法行為-1 交通事故等で他人の権利利益を侵害して損害を与えた場合の損害賠償責任を見ていきます。まず民法の不法行為に関する原則・過失責任の原則と、被害者にとっては厳しい責任成立要件を見ていきます。不法行為法。事故の多発、環境破壊等社会的危険の増大、被害者損害の拡大が無視できない現代では、民法の要件を緩和し、加害者の責任を成立しやすい方向に変更されています。判例等の解釈、特別法の動向を見ていきます。</p>	<p>配付資料の該当箇所を予習復習する。 ノートを整理して、復習する。 各回の確認問題で、各自自習する。</p>
<p>第15週：不法行為-2および総復習 規制緩和政策は、不法行為法にも影響を与えています。その典型が、製品の拡大責任(欠陥テレビからの出火で家が焼失)をメーカーに負わせる製造物責任法です。また、自動車の人身事故に関する自動車損害賠償保障法も見えていきます。さらに、2011年3.11被害日本大震災以降注目されている原子力損害賠償法も概観します。 総復習:基本用語、キーワードを復習します。</p>	<p>配付資料の該当箇所を予習復習する。 ノートを整理して、復習する。 各回の確認問題で、各自自習する。</p>
<p>第16週：期末試験 キーワードについての理解度をチェックします。</p>	
<p>授業の運営方法</p>	<p>(1)授業の形式 「講義形式」 (2)複数担当の場合の方式 (3)アクティブ・ラーニング 「アクティブ・ラーニング科目」</p>
<p>備考</p>	<p>欠席した場合は、復習しノートを提出します。</p>

<p>○単位を修得するために達成すべき到達目標</p>	
<p>【関心・意欲・態度】</p>	<p>契約法、不法行為法について、身近な事例および社会問題になっている事案を考えていく。</p>
<p>【知識・理解】</p>	<p>契約法、不法行為法の重要語、キーワードを理解する。</p>
<p>【技能・表現・コミュニケーション】</p>	<p>契約法、不法行為法の全体像を理解し、かつ主要な問題について、簡潔に説明できる。</p>
<p>【思考・判断・創造】</p>	<p>契約法、不法行為法の現代的な課題を理解し、主要問題について論理的に考えることができる</p>

○成績評価基準(合計100点)			合計欄	100点
到達目標の各観点と成績評価方法の関係および配点	期末試験・中間確認等 (テスト)	レポート・作品等 (提出物)	発表・その他 (無形成果)	
【関心・意欲・態度】 ※「学修に取り組む姿勢・意欲」を含む。		10点		
【知識・理解】 ※「専門能力(知識の獲得)」を含む。	70点			
【技能・表現・コミュニケーション】 ※「専門能力(知識の活用)」「チームで働く力」「前に踏み出す力」を含む。	10点			
【思考・判断・創造】 ※「考え抜く力」を含む。		10点		
(「人間力」について) ※以上の観点到、「こころの力」(自己の能力を最大限に発揮するとともに、「自分自身」「他者」「自然」「文化」等との望ましい関係を築き、人格の向上を目指す能力)と「職業能力」(職業観、読解力、論理的思考、表現能力など、産業界の一員となり地域・社会に貢献するために必要な能力)を加えた能力が「人間力」です。				

○配点の明確でない成績評価方法における評価の実施方法と達成水準の目安	
成績評価方法	評価の実施方法と達成水準の目安
レポート・作品等 (提出物)	
発表・その他 (無形成果)	